低濃度 P C B 廃棄物

古い電気機器や電気工作物等の中には、PCB廃棄物が残っていることがあります。 あなたの身の回りに以下のような電気機器等がないかご確認をお願いします。



令和9年3月31日まで

詳しくは こちらへ=



PCB廃棄物について

PCBとは、ポリ塩化ビフェニルという化学的に安定した性質を持つ油状の化学物質で、蛍光灯の安定器や、変圧器・コンデンサーなどの絶縁油や熱媒体などに使われていました。

しかし、昭和43年に発生した食用油による食中毒事件で健康被害が発生したことをきっかけに、その有害性が判明し、昭和47年には製造が禁止されました。

PCB使用電気機器などの廃棄物は、法律で処分が義務づけられており、低濃度のPCBが含まれた廃棄物は令和9年3月31日までに処分をしなければいけません(高濃度のPCBが含まれた廃棄物は既に処分期限が終了しております)。



こんなところでも





古い工場や廃ホテルの配電盤や動力盤などから



人の出入りが少ない 部屋の照明器具の中から



X線装置や単相モーターなどが 使用された機器の中から

調査から処分までの流れ

調査

- ・使用している古い電気機器 などを確認
- ・技術者等に依頼して分電盤 などを調査



判別

- ・機器の銘板情報からメー カーに問合せ
- ・機器内の絶縁油を専門業者 に分析依頼して判別



届出・処分

- ・熊本県又は熊本市へPCB 廃棄物発見の届出
- ・低濃度PCB処理業者へ処理 を委託※

※ 許可を持った専門業者への収集運搬・処分委託が必要になります。

処理に係る手続きやPCBが入っているか疑わしい機器などについては下記まで、ご相談ください。

熊本県内(熊本市除く)

熊本県庁 循環社会推進課 TEL 096-333-2278

熊本市内

熊本市役所 事業ごみ対策課 TEL 096-328-2362 調査方法など 詳しくは コチラ

